

## 改正《遵守基準省令》1条二号ニの考察

### 1. ありがちな誤解

5月1日施行の《遵守基準省令》改正で、リスト規制品の用途・需要者情報について信頼性確保  
手続を設けることが求められることになりました。

#### 改正省令1条二号ニ（変更部分に下線）

取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ。）及び需要者等（技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと。また、特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。

#### CISTEC 解説（2021.8.31）

##### （2）情報の信頼性を高める措置の実施（第一条二号ニ後段）：新規の内容

用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の情報を、第三者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行う必要性について、新たに記載している。

「信頼性を高めるための手続」については、[経産省から次の4つが例示](#)されています。

- i 公開情報による確認
- ii 第三者情報による確認
- iii （可能なら）需要者に直接インタビュー
- iv 虚偽情報発覚時のペナルティを中間業者との契約に盛り込む

勿論これらはいくまでも例示ですから、そのままおしいただけばよいとは限りません。適宜取捨選択したり追加したりして、実効性ある管理を目指すわけです。

とはいえ、当局提案を見たら、その通りやらねばと思ってしまうがちですよ。下記のような反応をしてしまった方はいないでしょうか？

1 とにかく i ~ iv だな。

2 キャッチオール規制の用途・需要者確認もこれに準じてやらねばならない

私はそうは思いません。以下、解説します。

## 2. 「流出事案」の考察

経産省の2021年11月 [Q&A資料](#)によると、今回の改正の背景に「我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生」したことが挙げられるそうです。事案の概要は次の通り；

- ・品目はリスト該当貨物
- ・経産省許可取得して輸出されていた
- ・輸出者の現地子会社社員が、本社が把握していない相手に不正に流出させていた
- ・輸出者自身の不正ではないが、子会社の監督が甘かったと言える

なお、詳細は明らかにされていないものの、取得した許可は包括許可だったものと思われます。理由は、もし個別許可だったなら申請書類に需要者名を記載するので、輸出者の虚偽申告として一層厳しい処分になったと思われるからです。おそらくその社員は社内では平和そうな需要者名を申告し、実はこっそりキンドイ需要者に売っていた可能性が高いと私は見えています。

本事案で私が重要な教訓と考えるのは、**需要者が誰か**ということこそが**一番の基礎**（いわゆる「1丁目1番地」）だということです。**需要者のプロフィール情報や用途情報も勿論重要ですが、需要者名の段階でウソをつかれたら何にもなりません。**

## 3. 手続例 i ~ iv をどう見るか

前節の考察を踏まえて考えてみます。

### i 公開情報による確認

ここで確認するのは「需要者が実在するのか」と「需要者のプロフィール」です。

前節で述べた通りどちらも重要なことですが、**それ以前に「需要者が誰か」が肝心**です。

HPのような公開情報を見れば、たとえば「東大が実在すること」や「どんな大学か」の確認はできます。（見る前から知っている人もいる？）しかし、「**需要者は東大です**」という申告がウソだったらどうします？ その気になれば、ヤレ「東大向け」「京大向け」「阪大向け」だのと、好きなだけテキトーな大学名を書くことだってできるのです。これでは前記の「確認」など全く意味がありません。

### ii 第三者情報による確認

iと同様です。

### iii （可能なら）需要者に直接インタビュー

現実性が乏しい方策と思います。

「可能なら」というカッコ書きから明らかなように、普通は「可能じゃない」ことでしょう。

### iv 虚偽情報発覚時のペナルティを中間業者との契約に盛り込む

これは**有効性が高い**と思います。

「一見さんの輸入商社」ならともかく、包括許可を使ってストック品を持たせる程の相手ならそうやって圧力をかけることにより、きちんとした社内管理を期待できるからです。

但しそれは、いわば漢方薬による体質改善的な性質のものといえます。つまり「ちゃんとやってくれる筈なので本件情報も信用しましょう」ということですから、目の前の案件に対する直接的効果という意味では物足りない感じがします。

いかに「例示にすぎない」とはいえ、i～ivの効き目がこんなものだったとは、みなさんにも意外だったことと思います。

御参考まで、私ならどうするかを「例示」してみたいと思います。

#### v 輸出者から需要者までの一連の契約書コピーを入手し需要者を確認

要するに個別許可申請と同じことを、4条特例や包括許可使用の場合にも励行するのです。

(別表第3地域向けは省略可能かもしれませんが微妙だと思います。自信がありません)

前節で紹介したような「流出事案」は、これで防げます。

これにi～ivのうち適当なものを必要に応じて組み合わせるのが、実効性のある確認方法だと思います。

#### 4. キャッチオール規制の管理にも適用する？

「用途・需要者確認」といえば誰でも連想するのがキャッチオール規制です。キャッチオール規制の用途・需要者確認励行を社内に求めるに当たって、「省令1条二号ニにも書いてあるぞ」と口にされる方もおられるのではないのでしょうか？

しかし省令1条二号ニの確認作業、本気でやったら結構大変だと思いませんか？ 「言うは易く行は難し」ですよね。率直に言って、比較的少数のリスト規制品案件と思えばこそ、やる気にもなれるというものではないのでしょうか？ ゴマンとあるキャッチオール規制案件でそれを要求するのは無理があると思います。(仮に要求しても、現地輸入者はサボりで応えることでしょう)

幸いにして、省令1条二号ニが対象にしているのはリスト規制品案件のみです。要求されてもいない非該当品案件まで手を広げて、無理な管理を営業に強いるのは得策でないと思います。

**2021年11月公表のQ&Aより**

**Q2** 今回、省令第1条第二号ニにおいて、信頼性を高めるための手続に係る規定を追加したのは、こういった趣旨からでしょうか。

**A2** 情報の信頼性を高める手続に係る規定の背景として、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生していることがあります。こうした状況下においては、需要者等の確認を適切に実施すること、また、その際には、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や需要者を紹介した事業者等）から取得した情報を鵜呑みにすることなく、輸出者等としてその確認を適切に実施することにより、不正輸出等の未然防止を図ることが必要です。

このため、需要者等の確認を追記するとともに、確度の高い情報により確認することが重要であることから、輸出者等が需要者以外から用途・需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高める手続を定め、用途及び需要者の確認を行うことを新たに規定しています。

**Q3** 今回、省令第1条第二号ニにおいて、信頼性を高めるための手続に係る規定を追加しておりますが、具体的に何をすればいいでしょうか。

**A3** 信頼性を高める手続の具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認（例えば1回/年）、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと等が考えられます。

この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。